

山陽小野田市広告掲載要綱

平成 18 年 9 月 15 日制定

平成 19 年 1 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 9 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 広告掲載の対象となる広告媒体は、市の資産等のうち次に掲げるものから、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の公用車
- (4) 市の土地、建物及び工作物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、その範囲は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序や善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はそれに類似する営業に関するもの

(4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(6) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそれらのおそれがあるもの

(7) 児童又は青少年の健全育成を阻害するもの

(8) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年山陽小野田市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが不適当であると認められるもの

2 前項に掲げるもののほか、市税等の公金を滞納しているものに係る広告については、掲載しない。

（広告の掲載場所、規格等）

第 4 条 広告の掲載場所、規格、掲載の時期等の広告掲載の取扱いに関し必要な事項については、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

（広告の掲載料）

第 5 条 広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、広告媒体に応じ、別に定めるものとする。

（広告掲載の募集）

第 6 条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、直接個別に広告掲載の募集を行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第 7 条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の電子データによる版下原

稿及び市税等の公金納付状況調査の同意書を添えて申し込むものとする。

2 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の申し込みをすることができない。

(1) 暴力団である場合

(2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

3 市長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等がわかるものの提示を求めるものとする。

(広告掲載の承認)

第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告内容を審査し、広告掲載の承認可否を決定する。

2 前項の審査により、同一の広告媒体について広告掲載希望者数が広告掲載可能数を超えるときは、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体（以下「市内業者」という。）を優先して承認するものとする。ただし、広告掲載の決定について、広告媒体に応じ、別に定めがあるものについては、その定めるところによる。

3 前項ただし書の場合を除き、広告掲載希望者数が市内業者のみで広告掲載可能数を超えるときは、市内業者のみによる抽選により承認の可否を決定するものとする。

4 第2項ただし書の場合を除き、市内業者の広告掲載希望者数が広告掲載可能数未満であり、かつ、市内業者以外の業者（以下「市外業者」という。）を含めて広告掲載可能数を超えるときは、市内業者については承認を決定の上、市外業者については抽選により承認の可否を決定するものとする。

5 市長は、広告掲載の承認可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載の手続)

第9条 広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市

と契約を締結するものとする。

（広告料の納付）

第10条 広告料は、契約締結後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。

（広告主の責任等）

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、指定する日までに広告主が広告料を納付しなかったとき又は広告掲載をすることにより、当該広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。

（広告料の還付）

第13条 納付された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告代理店等への業務の委託）

第14条 市長は、第6条及び第7条の規定に係る業務を広告代理店等に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。

（広告審査委員会の設置）

第15条 市長は、広告掲載に関し疑義が生じた事項について審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員会の委員は、総務部長及び企画部長並びに審査する事項を所管する部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ

委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(会議の開催等)

第16条 委員長は、前条第1項に規定する委員会の設置があった場合は、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。

2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がその議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議結果の報告)

第17条 委員長は、委員会の会議結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。